



**別記****第1号様式**（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名）  
電話番号  
生年月日 年 月 日

## 興行場営業許可申請書

興行場法第2条第1項の興行場営業の許可を受けたいので、高知県興行場法施行条例第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 興行場の構造設備
  - (1) 敷地内の建物の配置図
  - (2) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
  - (3) 正面図、側面図及び天井伏図
  - (4) 観覧席の断面図
  - (5) 構造設備の仕様書
- 4 興行場の入場者の定員
- 5 興行場の着工及び完成の期日並びに興行場営業の開始予定年月日

## (裏面)

- 注 1 構造設備の仕様書については、観覧席、喫煙所及び便所の構造及び設備並びに換気、暖房、冷房及び照明の設備等について記載してください。
- 2 興行場の入場者の定員については、各階の観覧席別に記載してください。
- 3 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。
- 4 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書を添えてください。
- 5 興行場の周囲200メートル以内の主要な地物を表示した見取図を添えてください。
- 6 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写しを添えてください。
- 7 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面を添えてください。
- 8 興行場の所在地を管轄する保健所長が必要があると認めるときは、他の書面又は図面の提出を求めることがあります。

**第2号様式**（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日 年 月 日

興行場営業（仮設）許可申請書

興行場法第2条第1項の興行場営業（仮設）の許可を受けたいので、高知県興行場法施行条例第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 興行場の設置の場所及び期間
  
- 2 興行の種別
  
- 3 興行場の構造設備
  - (1) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
  - (2) 工作物を新たに設け、又は他の施設を一時利用するもの場合は、その構造設備の仕様の概要
  
- 4 興行場の入場者の定員

別記第2号様式の次に次の3様式を加える。

第2号様式の2（第3条の2関係）

第 号  
(住所)  
(氏名又は名称) 様

興行場営業許可書

年 月 日付けで申請がありました興行場の営業については、興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 

1 興行場の名称

2 興行場の所在地

3 興行の種別

(裏面)

年 月 日付け書換え交付  
(書換え理由: )

年 月 日付け再交付  
(再交付理由: )

第2号様式の3 (第3条の2関係)

第 号  
(住所)  
(氏名又は名称) 様

興行場営業 (仮設) 許可書

年 月 日付けで申請がありました興行場の営業については、興行場法第2条  
第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 

1 興行場の名称

2 興行場の所在地

3 興行の種別

4 興行の期間  
年 月 日から 年 月 日まで

(裏面)

年 月 日付け書換え交付  
(書換え理由: )

年 月 日付け再交付  
(再交付理由: )

**第2号様式の4**（第3条の2関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

## 譲渡による興行場営業者地位承継届出書

興行場法第2条の2第1項の規定により譲渡による興行場営業者の地位の承継をしましたので、  
同条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

## 記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 譲渡人の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
- 4 譲渡年月日

注 興行場の営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えてください。

別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

**第6号様式の2**（第7条の2関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名・電話番号

電話番号

生年月日 年 月 日

## 興行場営業許可書書換え交付申請書

興行場営業許可書の書換え交付を受けたいので、高知県興行場法施行細則第7条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

興行場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	許可指令番号	第	号
	許可指令年月日	年	月 日
興行の種類別			
書換え交付の申請理由		地位の承継 ・ 記載事項の変更 ・ 期間延長（仮設の場合）	

- 注 1 「書換え交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
2 次に掲げる書類を添えてください。  
(1) 興行場営業許可書  
(2) 申請の原因となった事実を証する書類

**第6号様式の3**（第7条の3関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名・電話番号

電話番号

生年月日 年 月 日

## 興行場営業許可書再交付申請書

興行場営業許可書の再交付を受けたいので、高知県興行場法施行細則第7条の3第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

興行場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	許可指令番号	第	号
	許可指令年月日	年	月 日
興行の種類別			
再交付の申請理由		紛失 ・ 毀損 ・ 汚損	

- 注 1 「再交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
2 興行場営業許可書を毀損し、又は汚損したときは、その興行場営業許可書を添えてください。

**附 則**

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

~~~~~  
高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第115号**

**高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則**

高知県食品衛生法施行細則 (昭和48年高知県規則第37号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(営業許可証の書換え交付)

**第9条の2** 法第56条第2項又は省令第71条の規定による届出をした者は、知事が別に定めるところにより営業許可証の書換え交付を申請することができる。

第10条中「受ける」を「申請する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、営業許可証を毀損したときは、その毀損した営業許可証を添えなければならない。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、営業許可証の再交付を受けた後、紛失した営業許可証を発見したときは、速やかにこれを当該営業許可証を交付した保健所長に返納しなければならない。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条の見出し中「相続」を「営業の譲渡、相続」に改め、同条第1項中「省令」を「省令第67条の2第1項、」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

~~~~~  
高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第116号**

**高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成3年高知県規則第45号) の一部を次のように改正する。

第6条中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

第8条中「するものとする」を「しなければならない」に改め

る。

第9条中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(許可証の書換え交付)

**第9条の2** 法第6条第3項の規定による変更の届出又は法第7条第2項の規定による承継の届出をした者は、別記第6号様式の2により知事に許可証の書換え交付を申請することができる。

第10条及び第11条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第13条中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

第16条中「法」を「知事は、法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(許可証等の再交付)

**第16条の2** 許可証又は認定証 (以下この条において「許可証等」という。) の交付を受けた者は、許可証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記第11号様式の2により許可証等の再交付を知事に申請することができる。ただし、許可証等を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可証等を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可証等の再交付を受けた後、紛失した許可証等を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

第17条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第18条中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。



**第6号様式**（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

食鳥処理事業者地位承継届出書

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第1項の規定により食鳥処理事業者の地位の承継をいたしましたので、同条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 承継年月日
- 3 承継の理由（該当するものを○で囲んでください。）  
譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

注 地位を承継した事実を証する書類を添えてください。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

**第6号様式の2**（第9条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

食鳥処理事業許可証書換え交付申請書

食鳥処理事業許可証の書換え交付を受けたいので、高知県食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第9条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 許可指令番号
- 3 許可指令年月日  
年 月 日
- 4 書換え交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）  
地位の承継 ・ 記載事項の変更

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 食鳥処理事業許可証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

**第11号様式の2**（第16条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）再交付申請書

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）の再交付を受けたいので、高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第16条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称及び所在地
- 2 許可指令番号
- 3 許可指令年月日  
年 月 日
- 4 再交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）  
紛失 ・ 毀損 ・ 汚損

注 食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を毀損し、又は汚損したときは、その食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を添えてください。

**附 則**

この規則は、令和5年12月13日から施行する。



高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第117号**

**高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則**

高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（理容所確認証の書換え交付）

**第2条の2** 法第11条第2項の規定による届出事項の変更の届出又は法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出をした者は、当該理容所の所在地を管轄する保健所長に条例第3条の規定により交付された理容所確認証（以下「理容所確認証」という。）の書換え交付を申請することができる。

第3条の見出し中「の申請等」を削り、同条第1項中「条例第3条の規定により交付された理容所確認証（以下「理容所確認証」という。）」を「理容所確認証」に改める。

第5条第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 第2条の2の規定に基づく理容所確認証の書換え交付の申請書 別記第2号様式の2

第5条第6号の次に次の1号を加える。

（6）の2 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記第6号様式の2  
別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式** (第5条関係)

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)  
及び代表者の職・氏名  
電話番号

理容所開設届出書

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別添のとおり		
管理理容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
	第 号	年 月 日		
理容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
理容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
理容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その理容師の氏名及び疾病名				
同一の場所で現に理容所を開設している場合又は開設しようとする場合		名称	開設(予定)年月日	
			年 月 日	

(裏面)

- 注 1 「管理理容師」欄に記入した理容師については、「理容師」欄への記入は不要です。  
 2 「資格認定講習会」とは、理容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。  
 3 次に掲げる書類を添えてください。  
 (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書  
 (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し  
 (3) 理容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図  
 (4) 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所を開設する場合は、管理理容師が理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類(管理理容師資格認定講習会の修了証書の原本等)  
 (5) 理容師免許証の原本  
 (6) 理容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

第2号様式（第5条関係）

第 号

理容所確認証

理容所の所在地

理容所の名称

開設者氏名

上記の理容所は、理容師法第11条の2の規定による検査の結果、その構造設備が同法第12条に規定する措置を講ずるに適していることを確認します。

年 月 日

保健所長



（裏面）

年 月 日付け書換え交付  
（書換え理由： )

年 月 日付け再交付  
（再交付理由： )

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第2号様式の2**（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

生年月日

年 月 日

理容所確認証書換え交付申請書

理容所確認証の書換え交付を受けたいので、高知県理容師法施行細則第2条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

理 容 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
申請理由	地位の承継 ・ 記載事項の変更		

注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 理容所確認証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

**第6号様式の2**（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

生年月日

年 月 日

譲渡による理容所開設者地位承継届出書

譲渡により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
譲渡人	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人の場合は、名称、代表者の職及び氏名）		
譲渡年月日	年 月 日		

注 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えてください。

## 附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

~~~~~  
高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

## 高知県規則第118号

## 高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則

高知県美容師法施行細則（平成5年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（美容所確認証の書換え交付）

**第2条の2** 法第11条第2項の規定による届出事項の変更の届出又は法第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出をした者は、当該美容所の所在地を管轄する保健所長に条例第3条の規定により交付された美容所確認証（以下「美容所確認証」という。）の書換え交付を申請することができる。

第3条の見出し中「の申請等」を削り、同条第1項中「条例第3条の規定により交付された美容所確認証（以下「美容所確認証」という。）」を「美容所確認証」に改める。

第5条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 第2条の2の規定に基づく美容所確認証の書換え交付の申請書 別記第2号様式の2

第5条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記第6号様式の2 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

美容所開設届出書

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|                                                     |             |              |                |       |
|-----------------------------------------------------|-------------|--------------|----------------|-------|
| 美容所                                                 | 所在地         | 郵便番号         |                |       |
|                                                     | 名称          | 電話番号         |                |       |
|                                                     | 開設予定年月日     | 年 月 日        |                |       |
|                                                     | 構造及び設備の概要   | 別添のとおり       |                |       |
| 管理美容師                                               | 住所          | 氏名           | 生年月日           |       |
|                                                     |             |              | 年 月 日          |       |
|                                                     | 登録番号        | 登録年月日        |                |       |
|                                                     | 第 号         | 年 月 日        |                |       |
|                                                     | 資格認定講習会修了番号 | 資格認定講習会修了年月日 | 資格認定講習会受講都道府県名 |       |
|                                                     | 第 号         | 年 月 日        |                |       |
| 美容師                                                 | 氏名          | 生年月日         | 登録番号           | 登録年月日 |
|                                                     |             | 年 月 日        | 第 号            | 年 月 日 |
|                                                     |             | 年 月 日        | 第 号            | 年 月 日 |
|                                                     |             | 年 月 日        | 第 号            | 年 月 日 |
|                                                     |             | 年 月 日        | 第 号            | 年 月 日 |
| 美容師でない従業者                                           | 氏名          | 氏名           | 氏名             |       |
|                                                     |             |              |                |       |
| 美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名 |             |              |                |       |
| 同一の場所で現に理容所を開設している場合又は開設しようとする場合                    |             | 名称           |                |       |
|                                                     |             | 開設（予定）年月日    | 年 月 日          |       |



(裏面)

- 注 1 「管理美容師」欄に記入した美容師については、「美容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
  - (3) 美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
  - (4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所を開設する場合は、管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
  - (5) 美容師免許証の原本
  - (6) 美容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

**第2号様式**（第5条関係）

第 号

美容所確認証

美容所の所在地

美容所の名称

開設者氏名

上記の美容所は、美容師法第12条の規定による検査の結果、その構造設備が同法第13条に規定する措置を講ずるに適していることを確認します。

年 月 日

保健所長

印

(裏面)

年 月 日付け書換え交付  
(書換え理由： )

年 月 日付け再交付  
(再交付理由： )

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第2号様式の2**（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
 及び代表者の職・氏名  
 電話番号  
 生年月日 年 月 日

美容所確認証書換え交付申請書

美容所確認証の書換え交付を受けたいので、高知県美容師法施行細則第2条の2の規定に基づき次のおり関係書類を添えて申請します。

|      |                 |      |     |
|------|-----------------|------|-----|
| 美容所  | 所在地             | 郵便番号 |     |
|      | 名称              | 電話番号 |     |
|      | 美容所確認証番号        | 第    | 号   |
|      | 美容所確認証交付年月日     | 年    | 月 日 |
| 申請理由 | 地位の承継 ・ 記載事項の変更 |      |     |

- 注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 次に掲げる書類を添えてください。  
 (1) 美容所確認証  
 (2) 申請の原因となった事実を証する書類

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

**第6号様式の2**（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名)  
電話番号  
生年月日 年 月 日

譲渡による美容所開設者地位承継届出書

譲渡により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|       |                         |      |     |
|-------|-------------------------|------|-----|
| 美容所   | 所在地                     | 郵便番号 |     |
|       | 名称                      | 電話番号 |     |
|       | 美容所確認証番号                | 第    | 号   |
|       | 美容所確認証交付年月日             | 年    | 月 日 |
| 譲渡人   | 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）   |      |     |
|       | 氏名（法人の場合は、名称、代表者の職及び氏名） |      |     |
| 譲渡年月日 | 年 月 日                   |      |     |

注 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えてください。

**附 則**

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

~~~~~  
高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第119号**

**高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則**

高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「許可書」を「旅館業営業許可書」に改め、同条中「許可書を」を「旅館業営業許可書（以下「許可書」という。）を」に改める。

第4条中「第3条の2第1項」を「第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認、法第3条の3第1項」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続承認書」を「譲渡による承継承認書、合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続による承継承認書（次条第1項において「承認書」という。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（許可書の書換え交付）

**第4条の2** 前条の規定により承認書を交付された者は、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の書換え交付を申請することができる。

2 省令第4条の規定により省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。第6条第5号において「申請書記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

（許可書の再交付）

**第4条の3** 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

第5条第2項ただし書中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承

繼に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認の申請書 別記第1号様式の2

第6条第2号及び第3号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同条第4号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同条第5号中「省令第4条の規定による省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）」を「申請書記載事項」に改め、同条第7号中「第3条の」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(7)の2 第4条の譲渡による承継承認書 別記第7号様式の2

第6条第10号中「相続承認書」を「相続による承継承認書」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 第4条の2の許可書の書換え交付の申請書 別記第11号様式

(12) 第4条の3第1項の許可書の再交付の申請書 別記第12号様式

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

事項	方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。）	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

別記第1号様式（別紙を除く。）を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)  
及び代表者の職・氏名・電話番号  
電話番号  
生年月日 年 月 日

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	
	名称	
	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	営業開始予定年月日	年 月 日
営業の種別	旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等		
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	客室数	室
	宿泊定員	人
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		

(裏面)

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (3) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
- (4) 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。）
- (5) 営業施設の構造設備を示した図面等
  - ア 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
  - イ 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等
- (6) 宿泊施設の構造設備の仕様書（別紙1及び別紙2による。）
- (7) 入浴施設の構造設備の仕様書（別紙3による。）
- (8) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
- (10) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

**第1号様式の2**（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

譲受人 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名・電話番号）

電話番号

生年月日

年 月 日

譲渡人 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名・電話番号）

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業者地位承継譲渡及び譲受け承認申請書

旅館業の営業者の地位を承継する譲渡及び譲受けについて承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	許可（承認）指令番号	第	号	
	許可（承認）指令年月日	年	月	日
譲渡予定年月日		年	月	日
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容				

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書並びに役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面





(裏面)

年 月 日付け書換え交付  
(書換え理由： )

年 月 日付け再交付  
(再交付理由： )

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。


**第7号様式の2**（第6条関係）

第 号  
(住所)  
(氏名又は名称) 様

譲渡による旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請がありました旅館業の営業者の地位の承継については、  
旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

保健所長 

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 条件

この承認の効力は、旅館業の譲渡を証する書類の効力発生日から生ずる。

なお、譲受人が法人の場合は、登記後速やかに当該法人の登記事項証明書を提出すること。

別記第10号様式を次のように改める。

**第10号様式**（第6条関係）

第 号  
(住所)  
(氏名) 様

相続による旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請がありました旅館業の営業者の地位の承継の承認については、旅館業法第3条の4第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

保健所長 

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

別記様式に次の2様式を加える。

## 第11号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名・電話番号

電話番号

生年月日

年 月 日

## 旅館業営業許可書書換え交付申請書

旅館業営業許可書の書換え交付を受けたいので、高知県旅館業法施行細則第4条の2第1項（第4条の2第2項において準用する同条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称	電話番号
	許可指令番号	第 号
	許可指令年月日	年 月 日
営業の種類		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿
書換え交付の申請理由		地位の承継 ・ 記載事項の変更

- 注 1 「営業の種類」欄及び「書換え交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 旅館業営業許可書
  - (2) 申請の原因となった事実を証する書類

## 第12号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名・電話番号

電話番号

生年月日

年 月 日

## 旅館業営業許可書再交付申請書

旅館業営業許可書の再交付を受けたいので、高知県旅館業法施行細則第4条の3第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称	電話番号
	許可指令番号	第 号
	許可指令年月日	年 月 日
営業の種類		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿
再交付の申請理由		紛失 ・ 毀損 ・ 汚損

- 注 1 「営業の種類」欄及び「再交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 旅館業営業許可書を毀損し、又は汚損したときは、その旅館業営業許可書を添えてください。

**附 則**

この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。



高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第120号**

**高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則**

高知県クリーニング業法施行細則 (平成 7 年高知県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「営業所」を「クリーニング所」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(クリーニング所検査確認証の書換え交付)

**第 2 条の 2** 法第 5 条第 3 項の規定による届出事項の変更の届出又は法第 5 条の 3 第 2 項の規定による地位の承継の届出をした者は、当該クリーニング所の所在地を管轄する保健所長に条例第 3 条第 1 項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証 (以下「クリーニング所検査確認証」という。) の書換え交付を申請することができる。

第 3 条中「条例第 3 条第 1 項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証 (以下「クリーニング所検査確認証」という。)」を「クリーニング所検査確認証」に改める。

第 8 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3) の 2 第 2 条の 2 の規定に基づくクリーニング所検査確認証の書換え交付の申請書 別記第 3 号様式の 2

第 8 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 省令第 2 条の 2 第 1 項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届出書 別記第 6 号様式の 2

第 8 条第 7 号中「第 2 条の 2 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 8 号中「第 2 条の 3 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改め、同条第 9 号中「第 2 条の 4 第 1 項」を「第 2 条の 5 第 1 項」に改める。

別記第 1 号様式 (別紙を除く。) を次のように改める。

**別記**

**第 1 号様式** (第 8 条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

本籍 (都道府県名)

生年月日

年 月 日

クリーニング所開設届出書

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号			
	名称	電話番号			
	営業形態	1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うもの 2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの			
	クリーニング業法施行規則第 1 条に規定する洗濯物 (指定洗濯物) の取扱いの有無	有 ・ 無			
	開設予定年月日	年 月 日			
構造及び設備の概要	別紙のとおり				
他のクリーニング所の開設の有無		有 ・ 無	無店舗取次店の営業の有無		有 ・ 無
管 理 人	住所	郵便番号		本籍 (都道府県名)	
	氏名	電話番号		生年月日	年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍 (都道府県名)	住所	氏名	生年月日	登録都道府県名
				年 月 日	
従事者 (クリーニング師を含みます。) 数			人		

（裏面）

注 次に掲げる書類を添えてください。

- （1） 業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- （2） クリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）及び排水設備の系統図
- （3） クリーニング所の付近200メートル以内の見取図
- （4） 他にクリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- （5） 無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

別記第2号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

注 次に掲げる書類を添えてください。

- （1） 業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- （2） 業務用車両の構造の概要を示す図面
- （3） クリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- （4） 他に無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

別記第3号様式を次のように改める。

**第3号様式**（第8条関係）

第 号

クリーニング所検査確認証

クリーニング所の名称 \_\_\_\_\_

クリーニング所の所在地 \_\_\_\_\_

営業者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで届出のありました上記のクリーニング所については、クリーニング業法第5条の2の規定による検査の結果、同法第3条第2項及び第3項の規定に適合していることを確認します。

年 月 日

保健所長



（裏面）

年 月 日付け書換え交付

（書換え理由： \_\_\_\_\_ ）

年 月 日付け再交付

（再交付理由： \_\_\_\_\_ ）



別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号様式の2**（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

クリーニング所検査確認証書換え交付申請書

クリーニング所検査確認証の書換え交付を受けたいので、高知県クリーニング業法施行細則第2条の2の規定に基づき次のとおり申請します。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
申請理由	地位の承継 ・ 記載事項の変更		

注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) クリーニング所検査確認証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

**第6号様式の2**（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

生年月日

年 月 日

譲渡による営業者地位承継届出書

譲渡によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
譲 渡 人	住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人の場合は、名称、代表者の職及び氏名）		
譲渡年月日	年	月	日

注 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添えてください。

## 附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

~~~~~  
高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

## 高知県規則第121号

## 高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

高知県公衆浴場法施行細則（平成7年高知県規則第126号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（許可書の書換え交付）

**第3条の2** 法第2条の2第2項の規定による届出をした者は、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に前条の規定により交付された許可書（次項及び次条において「許可書」という。）の書換え交付を申請することができる。

2 省令第4条の規定により省令第1条第1項に規定する申請書又は省令第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項若しくは第3条の2第1項に規定する届書に記載した事項（第7条第10号において「申請書等記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

（許可書の再交付）

**第3条の3** 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

第5条第2項中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第7条第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 第3条の2の許可書の書換え交付の申請書 別記第2号様式の2

（2）の3 第3条の3第1項の許可書の再交付の申請書 別記第2号様式の3

第7条第4号の次に次の1号を加える。

（4）の2 省令第1条の2第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届書 別記第4号様式の2

第7条第10号中「省令第4条の規定による省令第1条に規定する申請書又は省令第2条第1項、第3条第1項若しくは第3条の

2第1項に規定する届書の記載事項」を「申請書等記載事項」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表（第5条関係）

| 事項                             | 方法                                                                | 基準                                                                                                                                                             |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 濁度                           | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法                                | 5度以下であること。                                                                                                                                                     |
| 2 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量） | 全有機炭素計測定法又は滴定法                                                    | 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。 |
| 3 大腸菌群                         | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。） | 1ミリリットル中に1個以下であること。                                                                                                                                            |
| 4 レジオネラ属菌                      | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法                                                    | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。                                                                                                                                  |

別記第1号様式（別紙を除く。）を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

生年月日

年 月 日

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

|      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 公衆浴場 | 所在地       | 郵便番号                        |
|      | 名称        | 電話番号                        |
|      | 種類        | 一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）        |
|      | 営業施設の構造設備 | 別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。 |
|      | 営業開始予定年月日 | 年 月 日                       |

(裏面)

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
  - (4) 営業施設の構造設備を示した図面等
    - ア 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ポイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
    - イ 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等
  - (5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類
  - (6) その他の公衆浴場の場合は、位置図
  - (7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し
  - (8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面
  - (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し
  - (10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

第 号

（住所）  
（氏名又は名称）様

公衆浴場営業許可書

年 月 日付けで申請がありました公衆浴場の営業については、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 

- 1 公衆浴場の所在地
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可の条件

（裏面）

年 月 日付け書換え交付  
（書換え理由： ）

年 月 日付け再交付  
（再交付理由： ）

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

**第2号様式の2**（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名

電話番号

公衆浴場営業許可書書換え交付申請書

公衆浴場営業許可書の書換え交付を受けたいので、高知県公衆浴場法施行細則第3条の2第1項（第3条の2第2項において準用する同条第1項）の規定に基づき次のとおり申請します。

|            |                 |                      |
|------------|-----------------|----------------------|
| 公衆浴場       | 所在地             | 郵便番号                 |
|            | 名称              | 電話番号                 |
|            | 種類              | 一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ） |
|            | 営業許可番号          | 第 号                  |
|            | 営業許可年月日         | 年 月 日                |
| 書換え交付の申請理由 | 地位の承継 ・ 記載事項の変更 |                      |

- 注 1 「公衆浴場」の「種類」欄及び「書換え交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 公衆浴場営業許可書
  - (2) 申請の原因となった事実を証する書類





## 第4号様式の2（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
 及び代表者の職・氏名  
 生年月日 年 月 日  
 電話番号

## 譲渡による公衆浴場営業者地位承継届

譲渡により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|       |                         |                      |     |
|-------|-------------------------|----------------------|-----|
| 公衆浴場  | 所在地                     | 郵便番号                 |     |
|       | 名称                      | 電話番号                 |     |
|       | 種類                      | 一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ） |     |
|       | 営業許可番号                  | 第                    | 号   |
|       | 営業許可年月日                 | 年                    | 月 日 |
| 譲渡人   | 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）   |                      |     |
|       | 氏名（法人の場合は、名称、代表者の職及び氏名） |                      |     |
| 譲渡年月日 | 年                       | 月 日                  |     |

- 注 1 「公衆浴場」の「種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。  
 3 次に掲げる書類を添えてください。  
 （1） 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類  
 （2） 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

附 則  
 この規則は、令和5年12月13日から施行する。



|                                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| (5) 美容所確認証の書換え交付（高知県美容師法施行細則第2条の2） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (6) 美容所確認証の再交付（高知県美容師法施行細則第3条第1項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |

別表第3の3の(5)の表23の(2)の項中「(1)」を「(1)から(3)まで」に改め、同項を同表の3の(5)の表23の(4)の項とし、同表の3の(5)の表23の(1)の項の次に次のように加える。

|                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
|----------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| (2) クリーニング所検査確認証の書換え交付（高知県クリーニング業法施行細則第2条の2） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (3) クリーニング所検査確認証の再交付（高知県クリーニング業法施行細則第3条第1項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |

別表第3の3の(5)の表39の(26)の項中「(25)」を「(29)」に改め、同項を同表の3の(5)の表39の(30)の項とし、同表の3の(5)の表39の(25)の項の次に次のように加える。

|                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |             |
|--------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|-------------|
| (26) 許可証の交付（高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年高知県規則第45号。以下この項において「規則」という。）第3条） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 高知県食肉衛生検査所長 |
| (27) 許可証の書換え交付（規則第9条の2）                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃           |
| (28) 認定証の交付（規則第14条）                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃           |
| (29) 許可証等の再交付（規則第16条の2第1項）                                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃           |

別表第3の3の(5)の表40の(21)の項を削り、同表の3の(5)の表40の(22)の項中「(21)」を「(20)」に改め、同項を同表の3の(5)の表40の(21)の項とし、同表の3の(5)の表中49の項を50

の項とし、48の項を49の項とし、47の項を48の項とし、46の項を47の項とし、45の項を46の項とし、44の項を45の項とし、43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、41の項の次に次のように加える。

|                                                         |                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
|---------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| 42 高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号。以下この項において「規則」という。）に関する事務 | (1) 営業許可証の交付（規則第9条第2項）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
|                                                         | (2) 営業許可証の書換え交付（規則第9条の2） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
|                                                         | (3) 営業許可証の再交付（規則第10条第1項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。